

福井県若狭路 おおい町、高浜町へ視察に来ませんか！？

若狭おおい・高浜教育旅行視察助成事業



若狭路おおい町、高浜町ならではの体験、宿泊学習あります



手こぎ舟体験



林業体験



ビーチスポーツで遊ぼう



青葉山登山

※上記体験は一例です

【交付の要件】

- ・教育旅行誘致パンフレット「海山里で学び、ふれあう若狭おおい・高浜教育旅行体験メニュー」に掲載の観光素材等を一つ以上視察の旅程に含めること。
- ・宿泊は、おおい町及び高浜町に限ること。
- ・他の助成制度を利用したものではないこと。

【お問い合わせ・お申込み先】

若狭おおい・高浜教育旅行誘致推進ネットワーク
〒919-2111 おおい町本郷153-1-2
(おおい町観光協会内) 担当: 谷口
TEL: 0770-77-1734 FAX: 0770-77-1784
メール: taniguchi@wakasa-ohi.jp

募集締切: 令和 4年 2月10日(木)

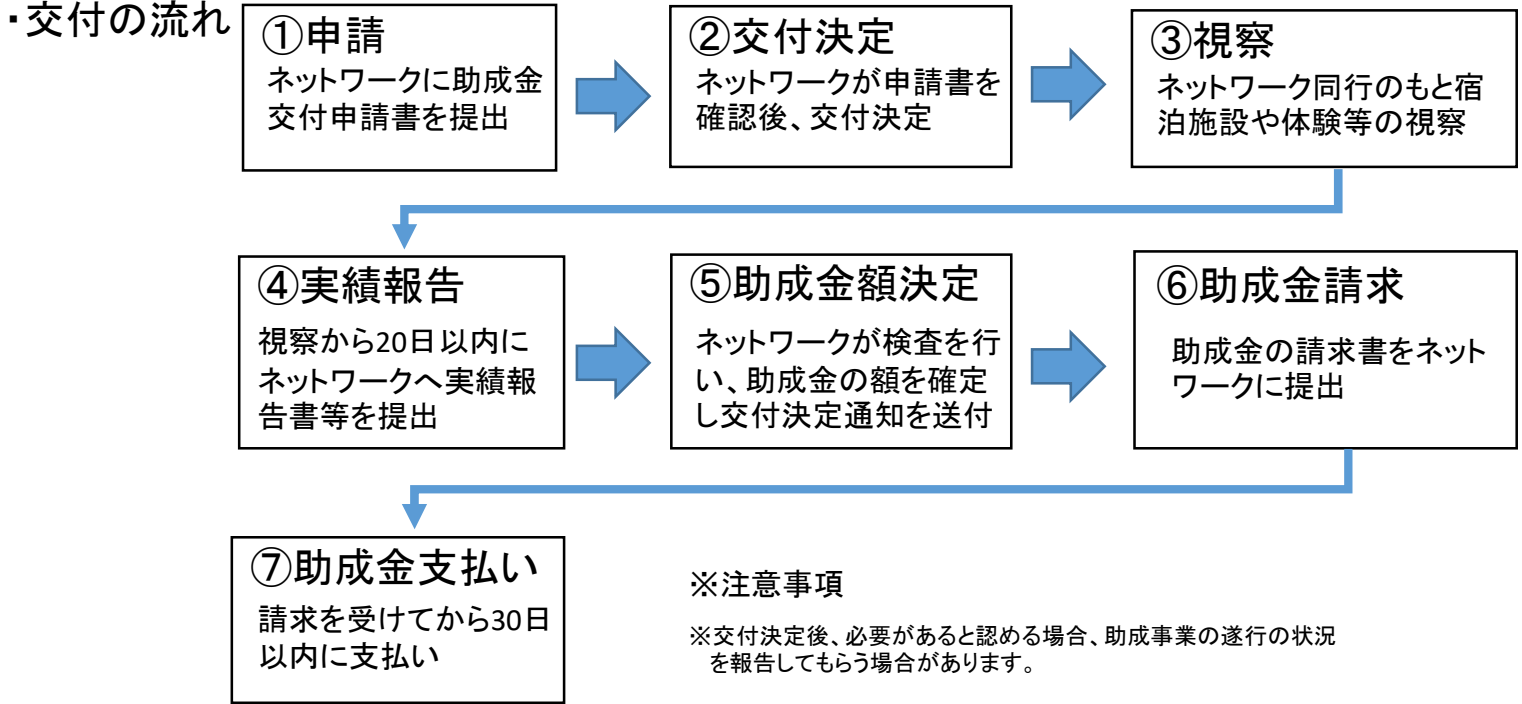
【若狭おおい・高浜教育旅行視察助成事業とは】

・主旨、目的
旅行会社の担当者および学校関係者が、福井県大飯郡おおい町及び高浜町を含む福井県若狭路エリアの新たな教育旅行のルートを検討、造成するために行う視察に「若狭おおい・高浜教育旅行誘致推進ネットワーク」(以下ネットワーク)が助成金を交付し教育旅行受入に繋げる。

・助成額
視察に要する費用は1団体あたり最大10万円を助成。
視察一回あたり最大で3人分まで。

・助成交付対象項目
(1) 宿泊費(1人あたり最大8,000円)※1泊
(2) 体験費
(3) 交通費(ガソリン代、高速道路利用料金、電車賃)
(4) 昼食費(1人あたり最大2,000円)

・交付要件
(1) 教育旅行誘致パンフレット「海山里で学び、ふれあう若狭おおい・高浜教育旅行体験メニュー」に掲載されている観光素材等を一つ以上視察の旅程に含めること。
(2) 宿泊は、おおい町及び高浜町に限る。
(3) 他の助成制度を利用したものでないこと。
(4) 令和3年2月20日までに視察を完了し、実績報告を提出すること。



※注意事項

※交付決定後、必要があると認める場合、助成事業の遂行の状況を報告してもらう場合があります。

※報告の結果、視察が助成の要件を満たしていない、または視察の実施が困難であると認める場合は、交付決定を取り消す場合があります。

※偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けた場合、または助成の要件を満たしていないことが判明した場合は、交付決定を取り消します。その場合、既に助成金を支払っている場合はネットワークに返還していただきます。